

プレスリリース

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金を支給します

低所得世帯、低所得の子育て世帯を支援

【発表の要旨】

エネルギー、食料品価格等の物価高騰が続く中、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する経済支援策として、要件を満たす場合に1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

併せて、こども加算の要件を満たす世帯には、こども1人当たり5万円を加算して支給します。

1 支給要件及び支給額

(1) 物価高騰対応重点支援給付金

次の①、②のいずれも満たす世帯に10万円を支給する

- 令和6年6月3日現在、市の住民基本台帳に登録されている世帯
- 世帯全員が、令和6年度住民税が「非課税」、「均等割のみ課税」又は「均等割のみ課税と非課税」で構成されている世帯

ただし、以下の世帯を除く。

- 世帯の全員が、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- すでに重点支援地方交付金を活用した低所得世帯向けの給付金(7万、10万円)の給付を受けている世帯(他市区町村含む)

(2) 物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)

上記(1)を満たす世帯のうち、次の①、②、③のいずれかを満たす世帯に、こども1人当たり5万円を加算(こども加算)して支給する

- 令和6年6月3日において、平成18年4月2日以降に生まれた者が属する世帯
- 令和6年6月3日において、異なる世帯に属する平成18年4月2日以降に生まれた者を扶養している世帯
- 令和6年6月3日以降に生まれた者がいる世帯

2 申請及び助成の方法

該当する世帯にはあらかじめ市から確認書を郵送します。

確認書に必要事項を記入し、市に郵送又は持参により提出していただきます。

3 申請期限

令和6年9月30日(月)まで

【担当】

地域福祉課

福祉総務係 泉山 美穂

子育て支援係 佐々木 利也(こども加算)

電話 0195-74-2111(泉山:内線1113)

(佐々木:内線1106)